

① 介護予防訪問介護及び介護予防通所介護
の自社囲い込みについて

介護予防訪問介護及び介護予防通所介護の自社囲い込みについて

《対象》

市内11の地域包括支援センター及び地域包括支援センターが介護予防支援業務を委託する居宅介護支援事業者を対象とする。

《対象サービス種類》

予防給付のうち、サービス受給者が最も多く、介護給付費上のウェイトが高い以下の2つのサービスについて調査し、地域包括支援センター及び居宅介護支援事業者の「自社囲い込み」や「特定事業者への偏り」を把握するものとする。

- ・介護予防訪問介護
- ・介護予防通所介護

《方法》

令和4年4月1日から令和5年3月31日までに地域包括支援センター及び居宅介護支援事業者が作成しているケアプランについて、要支援1、要支援2の全員がそれぞれ利用している介護予防訪問介護事業者と介護予防通所介護事業者について調査し、それぞれの利用件数に占める自社法人と他社法人の割合から、地域包括支援センターと居宅介護支援事業者の「自社囲い込み」を把握するとともに、「特定事業者への偏り」を把握する。

《基準》

- ① 地域包括支援センターの「自社囲い込み」について
- ・計算方法 (自社サービス利用者数/全サービス利用者数) × 100%
 - ・指標 50%

- ② 地域包括支援センターの「特定事業者への偏り」

- ・計算方法

$$\frac{\text{特定事業者のサービス利用者}}{\text{サービス全利用者} - (\text{包括}) \text{自社サービス利用者}} \times 100\%$$

- ・指標 50%

《その他勘案すべき事項(補正係数)》

《基準》において、50%を超えた場合においては、下記のア、イの利用者実数を補正係数として自社または対象社サービス利用者数より差し引いた上で再計算を行う。

- ・再計算方法

$$(\text{自社または対象社サービス利用者数} - \text{補正係数}) / \text{全サービス利用者数} \times 100\%$$

【補正係数】

ア 事業所選択が利用者の希望によるものの数

イ 地域包括支援センターがケアプランを作成する以前から当該サービス(介護予防訪問介護、介護予防通所介護)を利用していたものの数

《地域的特殊性》

補正係数を勘案して再計算を行っても指数が50%を超える場合に総合的に判断するものとして用いる。

- ・高齢者数
- ・圏域内の訪問介護職員総数と自社の訪問介護職員総数との割合

地域包括支援センター 自社囲い込み状況一覧

圏域 No.	地域包括支援センター名	区分	R4 (%)	R3 (%)	R4-R3 比較
1	地域包括支援センターおきだて	訪問介護	0.00	0.00	0.00
		通所介護	9.47	10.74	△ 1.27
2	地域包括支援センターすずかけ	訪問介護	10.99	10.48	0.51
		通所介護	0.00	0.00	0.00
3	中央地域包括支援センター	訪問介護	0.00	0.00	0.00
		通所介護	3.36	2.74	0.62
4	東青森地域包括支援センター	訪問介護	8.62	6.90	1.72
		通所介護	20.00	27.63	△ 7.63
5	南地域包括支援センター	訪問介護	25.64	26.76	△ 1.12
		通所介護	0.00	0.00	0.00
6	東部地域包括支援センター	訪問介護	27.45	18.87	8.58
		通所介護	0.00	0.00	0.00
7	おおの地域包括支援センター	訪問介護	32.61	38.46	△ 5.85
		通所介護	4.85	6.67	△ 1.82
8	地域包括支援センター寿永	訪問介護	6.12	7.55	△ 1.43
		通所介護	26.23	20.66	5.57
9	地域包括支援センターのぎわ	訪問介護	0.00	0.00	0.00
		通所介護	0.00	0.00	0.00
10	地域包括支援センターみちのく	訪問介護	16.92	23.29	△ 6.37
		通所介護	6.25	10.45	△ 4.20
11	地域包括支援センター浪岡	訪問介護	0.00	0.00	0.00
		通所介護	55.81	45.24	10.57

「地域包括支援センター浪岡」において、通所介護の自社囲い込み状況が55.81%となり、指標の50%を超えているが、再計算（補正係数）により自社囲い込み状況は0%となり、適正であることが確認された。